

 2025 年度（第 53 回）山口県アマチュアゴルフ選手権予選競技  
会場：下関ゴールデンゴルフクラブ

ローカルルールと競技の条件の追加・補足・変更のお知らせ

**2. ペナルティーエリア（規則 17）**

5) ペナルティーエリアのためのドロップゾーン【補足】

設置ホール：No.10

**3. 異常なコース状態（動かさない障害物を含む）（規則 16）**

**(b) 動かさない障害物**

2) 電磁誘導カート用の 2 本の人工の表面を持つ軌道は、全幅をもって 1 つのカート道路として扱う。【変更】

⇒ 球がこのカート道路の上(2 本の人工の表面を持つ軌道間の芝地も含む)にある場合や、このカート道路がプレーヤーの意図するスタンス区域や意図するスイング区域の物理的な障害となる場合、あるがままにプレーを続行することもできるし、規則 16.1b に基づく救済を受けることもできる。

**17. 砂のエリアのステータスの変更 【追加】**

9 番ホールと 18 番ホールの間にある砂のエリア(ウエイスト・ランド)はジェネラルエリアの一部であり、バンカーではない。

別途規定されている場合、または適用規則が明示されており場合を除き、ローカルルールの違反の罰は一般の罰（2 打罰）。

ローカルルール・競技の条件・行動規範の全文は、山口県ゴルフ協会ホームページ、または Web エントリーシステムのお知らせ欄でご確認ください。

YGGA 競技委員会